

4. 訪問看護の充実について

居宅における介護や在宅医療の需要が高まる中、訪問看護は重要な役割を果たし、質・量共に充実が求められているところである。厚生労働省としては、以下の施策を講じ対応しているところであるが、各都道府県においてもその趣旨をご理解いただき訪問看護の充実に向け取り組んでいただきたい。

(1) 複合型サービスについて

平成24年度より、訪問看護の新たな事業形態として、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を併せ持つ「複合型サービス」の創設することとした。複合型サービスの創設により、看護と介護の連携を促進し事業所規模を拡大するとともに、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実や訪問看護の普及を図ることとしている。

なお、複合型サービスの施設整備や開設に必要な備品購入費等を支援するための補助も予定しており積極的に活用されたい。

(2) 訪問看護支援事業

訪問看護については、その本来業務を充実させるため請求事務や利用者等からの相談等の周辺業務を軽減させることを目的に、平成21年度より「訪問看護支援事業」を実施している。当該事業は都道府県等が設置する「広域対応訪問看護ネットワークセンター」において請求事務や相談対応等、特に小規模な訪問看護ステーションにおいて負担となっている周辺業務を担うもので、都道府県等を実施主体とした定額補助(国費10/10)による事業であり、平成24年度も継続し実施する。

(3) サテライトについて

指定訪問看護事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものであるが、「出張所等」(以下「サテライト」)は、一体的な訪問看護の提供単位として事業所に含めて指定することができる取扱いとしている。

サテライトの地域に関する要件は平成12年に撤廃され、本体事業所と合わせ人員基準を満たせば全国どの地域においても設置が可能である。また「訪問看護計画書」の作成やサテライトから直接訪問に出向く等の業務を行う事も可能である。

現在、地域の実情に応じた訪問看護の充実が求められており、関係者の協力を得、サテライトの活用を含めた事業所規模拡大について積極的に取り組んでいただきたい。

なお、サテライトの新規設置や事業所の統合等を支援するため、備品購入費等に対する補助も予定しており積極的にご活用いただきたい。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要（イメージ図）

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

※ 地域密着型サービスとして位置づけ

